

社会福祉法人 清風会
金隈老人保健施設 フラワーハウス博多

介護職員等特定処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1.対象者の選定

① 経験・技能のある介護職員

10年以上の介護経験者(他施設での経験を含む)で、介護福祉士の資格を有する職員

② その他の介護職員

上記①以外の介護職員

③ 介護職員以外の職員

介護職員を除く、年収440万円未満の職員

2.給与改善額

(1) 常勤職員は、特定処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額(月額)
① 経験・技能のある介護職員	25,000円
② その他の介護職員	13,000円
③ 介護職員以外の職員	5,000円

(2) 非常勤職員は、特定処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額(時給)
① 経験・技能のある介護職員	156円
② その他の介護職員	81円
③ 介護職員以外の職員	32円

3.給与改善の期間

令和 5年 4月～令和 6年 3月まで

介護職員等ベースアップ等支援加算に伴う給与改善方法について

1.対象者の選定

- 全職員(年俸制職員除く)

2.給与改善額

(1) 常勤職員は、処遇改善支援手当として、月額 5,000円を毎月の給与で支給する。

(2) 非常勤職員は、処遇改善支援手当として、時間給 32円を毎月の給与で支給する。

3.給与改善の期間

令和 5年 4月～令和 6年 3月まで

以上